

令和4年（行ウ）第182号 旅券不発給処分無効確認等請求事件

原告



被告 国（処分行政庁 外務大臣、法務大臣）

準備書面（6）

2024年9月11日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

原告代理人

弁護士 近 藤 博 徳

弁護士 椎 名 基 晴

弁護士 仲 晃 生

弁護士 仲 尾 育 哉

第 1	カナダの市民権取得制度及び市民権証明制度	3
1	市民権取得手続及び市民権証明制度	3
2	原告のカナダ市民権取得年月日	4
第 2	カナダの移民法制についての日本政府の情報収集状況等	4
1	法務省及び法務大臣	4
2	外務省及び外務大臣	6
第 3	世田谷区への対応の誤りと国の責任	7
1	世田谷区への対応の誤り	7
2	国の任務懈怠責任	10

本書面で原告は、2度の調査嘱託に対する世田谷区からの回答をふまえて、国家賠償請求についての主張を整理する。

具体的には、まずカナダの市民権取得及び市民権証明制度の具体的内容について原告代理人が今回行った調査の結果を明らかにする（本書面第1）。次に、カナダの移民法制に関する情報収集と情報共有が法務省及び外務省の任務であること、その違背が法律上の義務違反となることを示す（本書面第2）。その上で、世田谷区への原告への対応が違法なものがあったことを明らかにし、世田谷区の違法な対応について被告が責任を負うべき根拠を示す（本書面第3）。

第1 カナダの市民権取得制度及び市民権証明制度

1 市民権取得手続及び市民権証明制度

前回の期日の後に、カナダ政府のウェブサイトのアーカイブ等を調査したところ、下記の事実が判明した。

1976年に改正されたカナダ市民権法（甲146）によると、帰化によりカナダ市民権を取得しようとする者は市民権の宣誓をすることが義務づけられ、この宣誓をすることによってカナダ市民となる（カナダ市民権法第5条（1）、第3条（1）（c））。宣誓を帰化手続完了の要件とするこの制度は、原告がカナダ市民権を取得した2008年当時にも維持されており（甲147の1及び2、甲148の1及び2）、現在においても維持されている¹。

カナダ政府が1997年6月に公開したウェブサイトによると、市民権セレモニー（市民権宣誓式）における市民権の宣誓が市民権取得手続の最終ステップであり、宣誓をすることで市民権は付与される（甲149の1及び2、甲150の1及び2）。すなわち、市民権セレモニーで宣誓を行った日が、その者のカナダ市民権取得の日となる。

2012年1月末までの市民権セレモニーでは、市民権証明書として財布に入るサイズの小さなプラスチックのカード（以下、「市民権カード」または「市民権証」という。）が交付されており、これがカナダ市民であることを示す証明書である。この市民権カードに記載されている日付は同カードが作成された日付であり、カナダ市民権取得日を示すものではない。同時期の市民権セレモニーでは、カナダ市民権を取得した日付を示す記念の文書（以下「記念文書」という。）も交付されてい

¹ <https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-29/index.html>（2024年8月19日9時38分確認）

たが、この文書はカナダ市民であることを証するものではない（甲151の1及び2、甲152の1及び2）。

2012年2月1日以降、市民権証明書としての市民権カードは廃止され、市民権セレモニーではA4版の市民権証明書が発行されるようになった。しかし廃止前に発行された市民権カードは現在でもカナダ市民権を証明する効力を有する（甲151の1及び2、甲152の1及び2）。

2 原告のカナダ市民権取得年月日

上記の事実をふまえて、原告は、カナダ市民権取得日に関する従前の主張を訂正する。すなわち原告は従前、原告の市民権カード（甲3の2、資料1：カナダ市民権証明書）の「2007年11月」という記載を根拠として、カナダ市民権を取得したのは2007年11月であると考え、主張していた。しかし、2007年11月はこの市民権カードが作成された年月であり、カナダ市民権取得の年月を示すものではなく、原告がカナダ市民権を取得したのは記念文書（セレモニアル・レター）に記載されている日、すなわち2008年4月2日であった（甲3の4・添付資料2の2枚目）。したがって、原告は、カナダ市民権取得日は2008年4月2日であると主張を訂正する。

なお、原告のカナダ市民権取得日が2008年4月2日であることは、法務省も認めるところである（甲136の1）。

第2 カナダの移民法制についての日本政府の情報収集状況等

1 法務省及び法務大臣

法務省の所掌事務には、外国の法令及び法務に関する資料の整備及び編纂（法務省設置法4条5号）や、国籍及び戸籍に関すること（同21号）が含まれる。

そして、原告準備書面（２）でも述べたとおり、「戸籍事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」のは法務大臣であるほか（戸籍法３条１項）、国籍喪失届の受理業務について疑義（わからないこと）が生じた場合に、市町村長が指示を求める先も法務大臣である（戸籍法施行規則８２条）。また、「戸籍事務の処理に関し必要があると認めるとき」に、市町村長に対し「報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる」のは「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」であり、「戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるとき」に、市町村長に対し「指示をすることができる」のも「市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長」である（戸籍法３条２項）。

被告の見解によれば、外国国籍を志望により取得した者もその取得の時点までは日本国民として扱われるため、「国民の権利擁護」（法務省設置法３条１項）を任務とする法務省にとって、諸外国の帰化手続の詳細、とりわけ国籍取得がどの時点で生じるのか、国籍取得はどのようにして証明されるのかは、戸籍事務とも関係する重大な関心事項とならざるを得ない。日本からの移住者が多いと認識されている外国の帰化制度については特にそうである。

したがって、法務省には、諸外国の帰化手続の詳細、とりわけ国籍取得がどの時点で生じるのか、国籍取得はどのようにして証明されるのかについて情報収集を行い、最新の情報を地方自治体等の関係諸機関に速やかに共有することが求められる。実際にも法務省は、１９８０年頃、女性差別撤廃条約の批准に向けた国籍法改正の準備の一環として、カナダの市民権に関する制度を調査するとともに、カナダ市民権法を翻訳している（甲１４６、１５３）。その後も法務省は、外国の法令及び法務に関する資料の整備及び編纂という所掌事務を遂行する中で、１９９７年６月にカナダ政府のホームページで帰化によるカナダ市民権の取得日は市民権セレモニーにおいて市民権の宣誓をした日である旨の説明がなされたことや（甲１４９の１

及び2)、2012年2月1日以降はカナダ市民権の証明方法に変更があったことを、当然かつ速やかに把握していたはずである(甲151の1及び2)。

法務省が組織として求められるこの所掌事務の遂行を懈怠し、それにより個人に損害を与えた場合、被告には国家賠償責任が生じるというべきである。

2 外務省及び外務大臣

外務省の所掌事務には、「日本国民の海外における法律上又は経済上の利益その他の利益の保護及び増進に関すること。」(外務省設置法4条8号)、「海外における邦人の身分関係事項に関すること。」(10号)、「旅券の発給並びに海外渡航及び海外移住に関すること。」(12号)が含まれる。したがって、外務省には、日本人の移住先である諸国の移民法制に関する情報を収集することが求められる。

外務省が所管する2つの事業団、すなわち海外移住事業団(1963年～1973年)及びその後身である国際協力事業団(1974年～2002年)は、1960年代以降の日本人の海外移住を国策として支援し推進してきた団体である。いずれも法律により設立され(海外移住事業団法、国際協力事業団法)、資金は日本政府が全額出資する日本政府の外郭団体であった。

海外移住事業団によると、日本人のカナダへの移民は、第二次世界大戦により一時中断したが、戦後あらためて門戸が開かれ、1960年代後半には急増した(甲154(序、5、7頁))。1980年頃には、日本からカナダへの移住が活発になっており、国際協力事業団は、カナダの最新の移民法などの情報を収集することの重要性を指摘していた(甲155(8～10頁))。これらの情報は両事業団の所管省である外務省にも当然に報告され、認識されていたはずである。

すなわち、外務省は、カナダの移民法制に関する情報(当然に市民権制度に関するものも含む。)を収集する必要性が高いことを遅くとも1980年頃には認識していた。それゆえ遅くとも1980年代以降、カナダの移民法制に関する情報収集

を在カナダの大使館及び領事館等を通じて遺漏なく行うことが、外務省設置法に基づく義務として外務省に求められることとなった。外務省は当然にこの義務を遂行してきたはずであり、カナダ政府のホームページで帰化によるカナダ市民権の取得日は市民権セレモニーにおいて市民権の宣誓をした日である旨の説明がなされた1997年6月（甲149の1及び2）からそう遠くない時期に、カナダ市民権取得に関するこの事実を当然に認識していたはずである。外務省はまた、2012年2月1日以降、カナダ市民権の証明方法に変更があったことも、同日頃までに確実に把握したはずである（甲151の1及び2）。そしてこれらの情報は、同じ政府内の法務省にも共有されたはずである。

なお、甲155（「昭和56年度運営審議会第8回移住部会資料（57.1.26）移住事業推進上の問題点と今後の方向」）は、国籍法改正（1984年）の準備を進めていた法制審議会国籍法部会の会議録及び同部会におけるさまざまな配付資料がセットになって古書店で販売されていた際に、そのセットに含まれていたものである。したがって法務省も、1980年頃には、甲155の内容を当然に把握しており、カナダの市民権制度に関する情報収集の必要性を認識していたと考えられる。

第3 世田谷区への対応の誤りと国の責任

1 世田谷区への対応の誤り

本書面第1で述べたとおり、原告のカナダ市民権を証するのが市民権カード（甲3の2、資料1）であり、カナダ市民権取得の年月日を示すのが記念文書（甲3の4・添付資料2の2枚目）であった。

ところが世田谷区役所下北沢支所・戸籍係は、令和6年7月30日付「調査嘱託書について（回答）」（世戸第172号。以下「本件回答」という。）によると、2018年（平成30年）11月15日と12月14日、市民権カードと記念文書

についての誤った理解に基づく誤った対応をして、原告の国籍喪失届を違法にも受理しなかった。

世田谷区役所下北沢支所・戸籍係の対応の誤りを具体的に挙げると以下のとおりである。

- ① 戸籍法103条2項が添付を求めているにもかかわらず、「自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日」を証すべき書面の添付を要求したこと。
(これは本件回答で世田谷区が挙げる「形式主義的審査」に違反する。)
- ② 仮に「自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日」を証すべき書面の添付が必要と考えるとしても、原告が2018年11月5日と12月14日に「自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日」を証する書面として記念文書を提示していたにもかかわらず、同文書は「自己の志望によりカナダ国籍を取得した年月日」を証する書面ではないとして扱ったこと。
- ③ 原告は、原告の認識によれば2018年11月5日と12月14日の両日において、本件回答によれば同年12月14日において、市民権カードと記念文書、カナダ旅券を世田谷区役所下北沢支所・戸籍係に提示していたにもかかわらず、市民権カードにカナダ市民権取得の年月日が記載されていないことを理由として国籍喪失届を受理しなかったこと。
- ④ 仮に原告は2018年11月5日には市民権カードを提示しなかったとする本件回答の記載を前提としても、原告はカナダ旅券と記念文書を提示しており、これらと原告の戸籍記載事項さらには原告の陳述を併せることによって原告がカナダ市民権を志望により取得したことの証明はあったと合理的に考えられたにもかかわらず、さらに市民権カードの提示を要求したこと。
- ⑤ 仮に本件回答のとおり、原告が平2018年11月5日には市民権カードを提示しておらず、世田谷区戸籍係が原告に対して、「原告がカナダ市民権カードを提出した場合、市民権カードにカナダ市民権の取得年月日が記載され

ていれば国籍喪失届を受理できる」が、「市民権カードにカナダの市民権の取得年月日が記載されていない場合には、申述書を添付し、東京法務局あて受理照会を行う」旨の説明を行ったのであれば、

(i) カナダの市民権取得年月日が記載された市民権カードなど存在し得ないのに（甲151の1及び2、甲152の1及び2）、「市民権カードにカナダ市民権の取得年月日が記載されていれば国籍喪失届を受理できる」として、カナダの市民権取得年月日が記載された市民権カードが存在し得るかのような不合理な説明を行ったこと。

(ii) 市民権カードと記念文書があればそれ以上の書類は不要であるのに、不必要な申述書の提出をさらに求め、申述書を記念文書及び市民権カードと併せて東京法務局に受理照会をすると説明し、即時に国籍喪失届を受理しなかったこと。

⑥ 原告は、本件回答を前提にしても、平2018年12月14日には市民権カードと記念文書を提示して適法に国籍喪失届を行っていたにもかかわらず、受理照会という時間のかかる手続をあえて採用し国籍喪失届の即時の受理をしなかったこと。

これらのうち、世田谷区戸籍係が2018年11月5日に原告は市民権カードを提示しなかったと主張することの真偽と、カナダの市民権取得年月日が記載された市民権カードが存在し得るかのような説明を行った理由、及び世田谷区戸籍係が④で挙げる合理的解釈をしなかった理由については、世田谷区戸籍係の窓口担当者の尋問により真実を確認する必要がある。その他については、①は日本語の法文の読解を誤ったものであり、被告も同じ誤読をしている可能性がある。②、③、⑤及び⑥は、カナダの市民権制度の誤った理解に基づくものであるが、被告が同様の理解をしていたかは不明である。

なお、このうち⑤（i）の不合理的説明は、世田谷区戸籍係がカナダの帰化制度に関する誤った知識をどこかで仕入れた結果なされたものと解される。この誤った知識の取得時期であるが、世田谷区戸籍係は原告の訪問を受けた日には法務局に問い合わせをしていないのだとすれば、原告が2018年8月頃、国籍喪失届について世田谷区役所に電話で問い合わせをして同年11月5日に同区役所戸籍係を訪れるまでの間に、世田谷区役所が何らかの調査（あるいは法務局への照会）を行い、誤った情報を仕入れてしまったことが疑われるが、現時点で真相は不明である。

いずれにせよ②、③、⑤及び⑥は、世田谷区役所戸籍係が誤った法律解釈や事実誤認に基づいて、原告による適法な国籍喪失届を受け付けなかったというものであり、行政による違法な行為である。

それでは国に、世田谷区戸籍係のこれら違法行為について責任があるのか。

2 国の任務懈怠責任

原告は準備書面（4）2～3頁において、予備的請求の趣旨第9項の国家賠償請求権を発生させる直接的事実として、

「① 法務大臣が原告による適法な国籍喪失届を不受理としたこと。」

を挙げ、その間接的事実として、

（i）法務大臣が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない要件（外国国籍を志望取得した年月日が記載されている書面の添付）を定めたこと（法律の委任の範囲の逸脱）。

（ii）もし法務大臣が（i）の要件を定めていないのであれば、法務大臣が、地方自治体が国籍喪失届受理の要件として戸籍法が課していない（i）の要件を課するという権限逸脱行為を防止するために適切な措置をとっていなかったこと。

を挙げた。これに新たな間接的事実として、

(iii) 法務大臣が、カナダ国籍を志望取得した者の国籍喪失届を自治体や領事館等の受付窓口が即時かつ適切に受理できるようにするために必要な情報共有を行っていなかったこと。

を追加する。

これは、今回新たに判明した前記の事実から全貌が見えてきた間接的事実である。

すなわち、カナダの市民権制度についての原告代理人による調査と、世田谷区からの本件回答とを踏まえて浮かび上がってきたのは、世田谷区が①国籍喪失届の添付書類についての戸籍法の条文解釈を誤ったこと、及び②カナダの市民権証明に関する制度の基礎的な部分について無知であったこと、の2点であった。

一方、法務省設置法や外務省設置法という組織法の確認と過去の文献等の調査から判明したのは、

- (a) 法務省も外務省も、日本からの移住者の多い国の市民権に関する法制度を調査し、収集した情報を関係諸機関に共有することが求められていること。
- (b) 法務省も外務省も、遅くとも1980年頃以降は市民権証明に関するカナダの制度について情報の収集と関係諸機関との情報共有を密に行うことが求められており、その情報収集や情報共有を阻害する事情は何らなかったこと。
- (c) 法務省は、遅くとも1980年代初頭にはカナダ市民権法の翻訳作業を通して、カナダ市民権の帰化による取得は市民権宣誓を経てなされることを把握していたこと。
- (d) 法務省も外務省も、遅くとも1997年6月にはカナダ政府のウェブサイトを通じて、帰化によるカナダ市民権取得日は市民権宣誓の日であること、及びカナダ市民権やその取得年月日の証明方法を認識できたこと。
- (e) 法務省も外務省も、カナダ政府のウェブサイトを通じて、2012年2月の制度改正にかかわらず、それ以前にカナダ市民権を取得した者については、従前発行されたカナダ市民権証（記載された日付はカードの発行日であり市民権

取得日ではない) によって市民権を証明できること、及びカナダ市民権取得日は記念文書に記載されていることを、2012年初頭には認識できたこと。

(f) そして、もし両省が、上記(a)及び(b)の事務を誠実に遂行して③ないし⑤のカナダ市民権法に関する情報を把握し、それらが法務大臣を通じて世田谷区役所に正確に共有されてさえいれば、原告が行った国籍喪失届は2018年(平成30年)11月5日に速やかに受理されて、原告がその後の苦境に置かれることはなく、本件訴訟を提起する必要もなかった、ということ。

である。

これらは、上記争点①の間接的事実のうち(ii)及び(iii)を満たす。

すなわち、法務大臣は、カナダ国籍を志望取得した者の国籍喪失届を自治体等の戸籍担当窓口が即時かつ適切に受理できるようにするために必要な情報共有をすべきであったのにそれを怠り、この違法な不作為によって世田谷区戸籍係の違法な行為を引き起こし(あるいは防ぐことができず)、それによって原告に損害が生じた。これは規範的には法務大臣による不受理処分があったというべき事態である。

したがって、世田谷区戸籍係が原告による国籍喪失届を速やかに受理しなかったことによる原告の損害は法務大臣に帰責され、請求の趣旨第9項の国家賠償請求が認められなくてはならない。

以上